

(タイトル) 植栽設備事件

**【事件の概要】**

審決は本件発明と引例の発明とは、3つの点で相違すると認定して、本件発明の進歩性を認めた。しかし、裁判所は、各相違点についての審決の認定は誤っており、本件発明と引例の発明は実質的に同一であると判断し、特許庁の審決を取り消した。

**【事件の表示、出典】**

知財高裁平成21年12月16日判決（平成21（行ケ）10136）、(知財高裁HPより)

**【参照条文】**

特許法29条1項

**【キーワード】**

相違点の認定の誤り、実質的同一

1 事実関係

被告は、「植栽設備」に関する特許第3979659号の特許権者である。原告が、本件特許について特許無効審判を請求した。特許庁は、被告が請求した訂正を認め、原告の請求を不成立とする審決をした。

**【訂正後の請求項1】**

底部と側面を有すると共に、該底部近傍に開口部を有する凹型のセルを有するマットフレーム内に植物育成材を設けてなる植栽マットを敷設面に複数敷き詰め、  
該敷き詰めた植栽マット群の外周に框を配設し、  
該框の被覆部を該框の側壁上端から該植栽マット群側へ突出して設け、  
該植栽マット群と該框の側壁間の隙間及び該植栽マット群の外周縁の上端部より該植栽マット群側の領域を該框の該被覆部で被覆することを特徴とする植栽設備。

**【訂正後の請求項2】**

前記框を前記敷設面に固定して配設し、前記框で前記敷き詰めた植栽マット群の位置ずれを防止することを特徴とする請求項1記載の植栽設備。

2 争点

争点1：特許発明1（請求項1）と甲2-1発明との相違点の認定が誤りか

争点2：特許発明2（請求項2）と甲2-1発明との相違点の認定が誤りか

3 審決の判断

(1) 甲2-1発明の内容（特開平10-84774号公報の図1～8記載の発明）

底部と側面を有すると共に、該底部近傍に開口部を有する凹型構造内に用土を入れてなる用土入りプランタ3を載置部4に複数載置し、

該載置したプランタ 3 群の外周に仕切部 5 を配設し、  
該仕切部 5 の突出部 5 a を該仕切部 5 の側壁上端から該プランタ 3 群側へ突出して設け、  
該プランタ 3 群と該仕切部 5 の側壁間の隙間を該仕切部 5 の該突出部 5 a で被覆することを  
特徴とする緑化構造。

## (2) 特許発明 1 について

### 相違点ア

植栽容器が、特許発明 1 は、『凹型のセルを有するマットフレーム内に植物育成材を設けてなる植栽マット』であり、複数のそれらが、載置部としての『敷設面』に『敷き詰め』られているのに対し、甲 2-1 発明は、『凹型構造内に植物育成材を設けてなる植物育成材入りプランタ』であり、複数のそれらが載置部に『載置』されている点。

更に、特許発明 1 の複数の『植栽マット』は『敷き詰め』られた関係で載置されているのに対し、甲 2-1 発明の『植物育成材入りプランタ』は、各プランタが当該特定の位置関係を伴わずに単に『載置』されている点。

### 相違点イ

『被覆部で被覆する』領域について、特許発明 1 は、植栽容器群と框の側壁間の隙間に加えて、『植栽マット群の外周縁の上端部より該植栽マット群側の領域』をも被覆するのに対し、甲 2-1 発明では、そのような被覆領域を有さない点。

## (3) 特許発明 2 について

### 相違点ウ

相違点ア、イと同様の点以外に、特許発明 2 は框を敷設面に固定して配設し、框で敷き詰めた植栽マット群の位置ずれを防止するものである点。

## 4 裁判所の判断

### (1) 相違点アの認定の誤り

#### ア 凹型構造の数及び構造的な関係において相違する点

請求項 1 には、「セル」を複数のものに限るとの記載はない。

訂正明細書の「発明の詳細な説明」にも、「セル」を複数のものに限るとの記載はない。かえって、【0008】【課題を解決するための手段】には、「尚、植栽マットは、底部近傍に開口部を有する凹型のセルが設けられ、該セルを互いにリブで連設してなるマットフレームと、該セル内に敷設されたフィルターと、該セル内で該フィルター上に形設された植物育成材からなるものとしてもよい。」と記載があり、「セル」を接続する形態は、あくまでも選択的な事項であると理解するのが自然である。

そうすると、特許発明 1 において一つの「マットフレーム」が互いに連設する複数の「セル」を有するものに限られることを前提にして、特許発明 1 の「植栽マット」と、甲 2-1 発明の「植物育成材入りプランタ」とは、一つの「植栽マット」及び「植物育成材入りプランタ」の有する凹型構造の数及び各凹型構造同士の構造的な関係において、相違する点とした審決の認定は、誤りである。

イ 特許発明1の「敷き詰め」と甲2-1発明の「載置」が相違するとした点

(ア) 特許発明1

「敷き詰め」の語は、本件訂正明細書(甲14の4)の【0057】、【0058】、【0092】、【0094】の記載によれば、隣接する植栽マット1の相互間に所用経路の給水管配設用空間部22を形成し得る隙間が存在する配置を含めた意味で用いられている。

(イ) 甲2-1発明

引用例【0002】～【0005】の、プランタ3の配置についての記載によれば、甲2-1には、従来の屋上、バルコニー等の緑化においては、植物の植えられたプランタ等を適当に配置することから、プランタも同時に見えることによって、美しい景観にすることが困難であるという問題点を解決するため、プランタより高い仕切部を設ける発明が記載されている。

また、引用例の【図1】～【図5】でも、プランタ3が整然と載置されている。

(ウ) 以上のとおり、特許発明1においては、給水管配設用空間部22を形成し得るような「隙間」が存在する状態をも含めて、植栽マットを「敷き詰める」と記載されているのに対し、甲2-1発明においても、雑然としたイメージを排除して花壇のような美しい景観を造り出すように「載置」することが記載されている。特許発明1の「敷き詰め」と、甲2-1発明のプランタの「載置」との間に、格別の相違は存在しない。

(2) 相違点イの認定の誤り

【請求項1】、【0007】、【0008】、【0024】、【0031】の記載、及び【図1】には、突出部5aが載置部4側に突出し、この突出部5aによって、仕切部5と、前記載置部4に該仕切部5と隣接して配置されたプランタ3との隙間を隠すような図が示され、突出部5aの端部がプランタ3の外周縁の上端部まで達していること、そのため、バルコニー等に立つ者からは、プランターが見えないような【図4】、【図8】が示されていることから、プランタ3より高い仕切部5は、バルコニーなどに立つ者から、プランタ3を隠すために設けられるものであり、甲2-1発明は、仕切部5を設けることにより、植物2を花壇に植えられたかのように見せ、美しい景観を造り出すことができるようにした発明である。

このような発明の目的からは、突出部5aは、プランタ3をバルコニーなどに立つ者から隠れるような位置に配置されることは必須であるが、それをもって足りるのであって、プランタ3の外周縁の上端部を被覆しないことまでも必須であると解することはできない。

(3) 特許発明2の相違点ウの認定の誤り

引用例の【0024】の記載によれば、甲2-1発明においても、仕切部5は床材10によってその移動が規制される結果、床面1に固定されるものであると認められ、そのため、仕切部5がプランタ3の位置ずれを防止することができるものといえるから、相違点ウに関し、特許発明2と甲2-1発明は相違するとはいえない。

## 5 検討

相違点イについての裁判所の判断が妥当か

(氏名) 金本恵子